

シティトラストケアスクール介護員養成研修事業
令和3年度（明石校）第2回（通信）
学則

（事業者の名称・所在地）

第1条 本研修は、次の事業者が実施する。

名称 株式会社シティトラスト

所在地 明石市本町 1-1-24 大日明石本町ビル 2F

（目的）

第2条 介護に携わる者が業務を遂行する上で求められる専門的な基本姿勢、基本的な知識・技術を習得するための基礎的な養成研修を行うことを目的とする。

（実施過程及び形式）

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業を（以下「研修」という。）を実施する。

介護職員初任者研修課程（通信）

（研修事業の名称）

第4条 研修事業の名称を次の通りとする。

シティトラストケアスクール介護員養成研修（通信）

（年間事業計画）

第5条 令和3年度研修事業の年間開講詳細については、別添「令和3年度介護員養成研修年間事業計画」のとおり実施する。

（受講対象者）

- 第6条
- ・介護職員として従事することを希望する者、または従事している者。
 - ・株式会社シティトラストに就業を予定する者または就業者。
 - ・16歳以上の義務教育修了者、もしくは日本語の読み書きがそれに準ずる能力を有する者で演習を含む全ての課程を自分ひとりの力で受講、遂行することが可能な者で、心身ともに健康である者。
 - ・当法人が適当と認める者。

（研修参加費用）

第7条 研修参加費用は下記のとおりとする。

一括払 35,000円（税込）テキスト代 5,500円（税込）保険料 500円込とする。

修了評価不合格者の再試費用は、2回目まで無料とし、3回目以降2,000円とする。

(使用教材)

第8条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

中央法規（介護職員初任者研修課程テキスト）

(研修カリキュラム)

第9条 研修するために履修しなければならないカリキュラムは、別添「研修カリキュラム表」のとおりとする。

(研修会場)

第10条 前条の研修を行うために使用する講義及び演習会場は、次のとおりとする。

講義：実技演習：明石市本町 1-1-24 大日明石本町ビル 2F

(担当講師)

第11条 研修を担当する講師は、別添「担当講師一覧」のとおりとする。

(実習施設)

第12条 実習については行わない。

(募集手続)

第13条 受講申込手続は次のとおりとする。

(1) 当社指定の申込用紙またはWebの申込フォームに必要事項を記入・入力し、郵便・Web手続により申し込む。

但し、定員に達した場合は受付終了とする。

(2) 受講者は、指定の期日までに受講料等を納入する。

2 受講申込手続完了後の解約については、標準受講期間内において解約申出を受け、受講開始日からの期間により解約金を定め、差額については、受講者へ返金を行う。

(科目の免除)

第14条 科目の免除については認めない

(通信形式の実施方法)

第15条 通信形式については、次の通り実施する。

(1) 指導体制の整備

通信学習による講義質疑等に適切に対応できるよう、電話、ファクシミリ等による指導体制を整えること。また、質疑については電子メールにより対応させるこ

ともできるものとする。(medical@citytrust.co.jp)

(2) 研修のカリキュラム

ア 通信の方法による講義については、「通信の方法で実施できる時間数」に従い、学習期間を適切に設定すること。ただし、学習期間は、開講日から最終レポートの提出日までとすること。

イ レポートの再提出をさせる場合には、「10 振り返り」前までに最終締切日を設定する

ウ 面接指導は、受講者に対して個別に行わず、受講者全員を対象として行い、科目ごとに講義と演習を一体的に実施すること。

(3) 提出方法

添削課題提出採点表参照

(4) 評価方法

自宅学習課題については、課題の理解度及び記述の適格性・論理性に応じて、担当講師が評価し、成績表を各提出日の次の講義時に教室にて返却する。

合格=70 点以上 不合格=69 点以下の場合は合格点に達するまで再提出させる。

(研修修了の認定)

第16条 第9条に定めるカリキュラムにおいて、全ての添削課題の合格ラインへの到達、スクーリング全日程の出席、知識と技術の評価テスト（実技チェック試験・一問一答式筆記試験）の合格、修了試験（5肢択一）の合格、及び受講料等が完納されている者を修了者と認める。

合格=70 点以上 不合格=69 点以下

2 研修修了の認定に係る評価は、以下の方法により行う。

(1) 講義については、科目ごとに筆記試験を行い評価する。

(2) 演習については、講師による学習理解度の評価を行う。

(補講の取り扱い) -

第17条 研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、補講を行うことにより当該科目を修了したものとみなす。

(受講の取消し)

第18条 次の各号の一に該当する者は、事業者の判断により当該受講生の受講を取り消すことができる。

(1) 学習意欲が著しくかけ、修了の見込みがないと認められる者

(2) 学習態度が著しく悪くカリキュラムの進行をさまたげる者

- (3) 他の受講者の学習を著しく妨げる者
- (4) 自力で演習内容を行うことができない者
- (5) その他、事業者が不相当とみなした者

2 受講を取り消されるに至った者は、その間履修した当該研修については、全て無効とする。

(証明書の交付)

第19条 第16条により修了を認定された者には、介護保険法施行令第3条第1項第1号口に定める修了証明書及び修了証明書(携帯用)を交付する。

また、修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により有料にて再交付をする。

(修了管理の方法)

第20条 修了者は修了者名簿に記載し、要綱に指定された様式に基づき知事に報告する。また、修了者名簿については永年管理する。

(公表する情報の項目)

第21条 研修機関が公表すべき情報については別紙「研修期間が公表すべき情報の内訳」をホームページ上で公表する (<http://www.cityjob.jp/>)。

(研修事業執行担当部署)

第22条 研修事業は当事業者のメディカル事業部で執行する。

(その他留意事項)

第23条 研修事業の実施にあたり、以下のとおり必要な措置を講じるものとする。

研修に関して下記の苦情等の窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情及び事項が生じた場合には迅速に対応する。

苦情対応部署：メディカル事業部 078-914-6155

(個人情報管理)

第24条

(1) 事業実施により知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。

(2) 受講者等が実習で知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう受講者の指導を行う。

(施行細則)

第25条 この学則に必要な細則並びにこの学則に定めのない事項で必要があると認められる場合は、当社がこれを定める。

(附則)

第1条 この学則は平成29年6月1日をもって施行する。
この学則は平成29年8月10日をもって施行する。
この学則は平成30年4月9日をもって施行する。
この学則は平成31年4月8日をもって施行する。
この学則は令和元年7月22日をもって施行する。